

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想

特定事業計画（令和5年度～令和14年度）

目次

(1) 公共交通特定事業	1
(2) 道路特定事業	7
(3) 交通安全特定事業	48
(4) 建築物特定事業	49
(5) 路外駐車場特定事業	87
(6) 都市公園特定事業	90
(7) その他の事業	93

※「教育啓発特定事業」は、(1)から(7)までの特定事業の中で

項目が「教育啓発」と位置付けているもの

令和5(2023)年
茅ヶ崎市



I. 公共交通特定事業

ア. 鉄道事業者

1. 東日本旅客鉄道株式会社

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
 - 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
- ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 - ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 - RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	92
対象施設	JR茅ヶ崎駅
事業主体	東日本旅客鉄道株式会社

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)		
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間												
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～		
1	改札内通路	注意喚起等の案内表示を設置するなど安全に通行できるように配慮する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。													-
2	ホーム	可動式ホーム柵を設置する。	→	→	●	特定事業のとおり。(R13年度までの整備で計画)													
3	ホーム	可動式ホーム柵の設置にあわせ、ホームと車両との段差や隙間を縮小する。	→	→	●	特定事業のとおり。(R13年度までの整備で計画)													
4	教育啓発	駅社員及び乗務員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 お客さまへのサービス品質向上と駅社員の能力向上を目的とした勉強会を実施すると共に、サービス介助士資格取得の促進を実施。												-	
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようなポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。												-	
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。												-	
7	役務の提供	駅社員による役務の提供を徹底し、案内やサポートなどの対応を充実させる。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。												-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																			
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																			

I. 公共交通特定事業

- ア. 鉄道事業者
- 2. 東日本旅客鉄道株式会社

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	93
-----------	----

対象施設	JR北茅ヶ崎駅	事業主体	東日本旅客鉄道株式会社
------	---------	------	-------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～							
1	全体	市と連携し、駅舎のバリアフリー化(段差解消、トイレ)の検討に着手する。	●			特定事業のとおり。																		
2	全体	市と連携し、駅舎のバリアフリー化(段差解消、トイレ)の検討に実施する。	→	●		特定事業のとおり。																		
3	エレベーター	駅舎の改良計画にあわせ、エレベーターを設置する。	→	●		特定事業のとおり。																		
4	教育啓発	駅社員及び乗務員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 お客さまへのサービス品質向上と駅社員の能力向上を目的とした勉強会を実施すると共に、サービス介助士資格取得の意欲を奨励する。																		-
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																		-
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																		-
7	役務の提供	駅社員による役務の提供を徹底し案内やサポートなどの対応を充実させる。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																		-
8	その他	駅舎の改良計画にあわせ、北側からのバリアフリールートも確保する。	→	●		特定事業のとおり。																		
事業の実施に際し配慮すべき事項等						駅のバリアフリー化は、事業者単体で行うものではなく、市とともに協力しながら進めていく必要がある。市民との意見交換や市民意見の事業への反映等については市が調整するなど、連携して実施する。																		
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																								

I. 公共交通特定事業

イ. 路線バス

3. 神奈川中央交通株式会社

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
 - ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 - ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 - RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	94
-----------	----

対象施設	路線バス	事業主体	神奈川中央交通株式会社
------	------	------	-------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15～						
1	茅ヶ崎駅北口駅前広場	市と協議のうえ、だれもがわかりやすい多様な案内表示に改善する。(多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用、見やすい位置への配置等)	→	→	●	特定事業のとおり。																		-	案内板更新時(未定)に表示内容について、市と協議する。
2	車両	ノンステップバスを導入する。				随時対応・定期実施	導入計画(諸事情により変更有) R5:3両、R6:8両、R7:10両、R8:7両、R9:18両、R10:2両、R11:4両、R12:1両																	-	現在の導入率:64.5%(60/93両) ※R7年導入率:86.0%(予定)
3	車両	新車導入時に、インターホン設置に関する案内表示を改善する。				随時対応・定期実施	導入計画(諸事情により変更有) R5:3両、R6:8両、R7:10両、R8:7両、R9:18両、R10:2両、R11:4両、R12:1両																	-	現在の導入率:34.4%(32/93両)
4	バス停留所	道路管理者や市と協力して、安全な待合空間を確保する。				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																	-	
5	バス停留所	車外マイクを活用した行先の周知を徹底する。				随時対応・定期実施	利用者への適切な対応について、継続的に指導・教育を実施。(月次教育等で実施)																	-	
6	バス停留所	道路管理者や市と連携し、バス停の利用環境の向上に努める。				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																	-	
7	バス停留所	市と連携し、バス接近表示システムを導入する。(音声案内・電光掲示)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																	-	・JR茅ヶ崎駅南北自由通路(H29南口・R1北口)にバス運行情報表示機設置。
8	バス停留所	道路管理者や市と連携して、バス停にベンチ・上屋を設置する。				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																	-	
9	案内	中央の乗降口付近などわかりやすい位置に筆談具設置を示す案内表示を設置する。	●				特定事業のとおり。																	-	
10	案内	新車導入時に、ピクトグラム等の導入など、優先席と一般席のシートの違いがわかるようにする。				随時対応・定期実施	新車導入時の他、老朽化したシートを張替える際も採用する。																	-	現在の導入率:75.3%(70/93両)
11	教育啓発	乗務員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応等)				随時対応・定期実施	利用者への適切な対応について、継続的に指導・教育を実施。(月次教育等で実施)																	-	
12	教育啓発	乗客に対して心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(高齢者、障がい者等への座席の譲り合い、市民部会との連携等)				随時対応・定期実施	利用者への適切な対応について、継続的に指導・教育を実施。(月次教育等で実施)																	-	
13	役務の提供等	バス停への正着やニーリングを徹底する。				随時対応・定期実施	利用者への適切な対応について、継続的に指導・教育を実施。(月次教育等で実施)																	-	正着やニーリングが困難な箇所については、道路管理者や市と協議する。
14	役務の提供等	乗務員による円滑な乗降に必要なサポートを徹底する。(車いす使用者やベビーカー等)				随時対応・定期実施	利用者への適切な対応について、継続的に指導・教育を実施。(月次教育等で実施)																	-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						ノンステップバスの導入やバス停の利用環境の向上等については、事業者単体で進めていくことは難しいため、市とともに協力しながら進めていく必要がある。																			
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

I. 公共交通特定事業
ウ. コミュニティバス
4. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
○	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	95
-----------	----

対象施設	コミュニティバス	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間										
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～
1	茅ヶ崎駅南口駅前広場	茅ヶ崎駅南口駅前広場のバス停において、案内表示を英語及びやさしい日本語で表示する。	→	●		まずバス停への二次元バーコードによるインターネット上での案内を作成する。現地バス停での表示は茅ヶ崎駅南口駅前広場整備に合わせて実施する。											
2	茅ヶ崎駅南口駅前広場	バス停の屋根を改良する。(道路管理者と連携)	→	→	●	茅ヶ崎駅南口駅前広場整備に合わせてい実施する。											
3	茅ヶ崎駅南口駅前広場	バスが正着しやすい停留所の構造に改良する。(道路管理者と連携)	→	→	●	茅ヶ崎駅南口駅前広場整備に合わせてい実施する。バスの正着に有利な縁石を採用する。											
4	茅ヶ崎駅南口駅前広場	茅ヶ崎駅南口駅前広場整備にあわせ、音声案内や電光掲示による情報提供を整備する。	→	→	●	複数の交通事業者の情報を掲示できる情報板の設置を検討する。											
5	バス停留所	道路管理者や沿道と協議して、安全で乗降しやすい待合空間の環境整備を行う。(停留所移設や柱の埋め込み等)	随時対応・定期実施			道路改良に合わせて実施する。											-
6	バス停留所	時刻表を点字で表記する。	随時対応・定期実施			関係団体と協議し必要な対策を実施する。											-
7	バス停留所	停留所の案内板や路線案内図を見やすく、わかりやすいものに改善する。	随時対応・定期実施			コミュニティバス路線の再編に合わせて実施する。											-
8	バス停留所	駅改札から茅ヶ崎駅北のバス停留所まで連続した案内表示を設置する。(ペDESTリアンデッキなど)	→	●		道路管理者との協議等を行い、案内表示を設置する。											
9	バス停留所	道路の拡幅や改良等にあわせ、バス停留所へのベンチ・上屋の設置を検討する。	随時対応・定期実施			道路改良に合わせ、設置可能なスペースがある場合に検討する。											-
10	教育啓発	乗務員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携、混雑時の乗客への声かけや対応方法等)	随時対応・定期実施			利用者への適切な対応について、継続的に指導・教育を実施。(月次教育等で実施)											-
11	教育啓発	バス利用マナー等の啓発に関する車内掲示を行う。	随時対応・定期実施			利用者への適切な対応について、継続的に指導・教育を実施。(月次教育等で実施)											-
12	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			利用者への適切な対応について、継続的に指導・教育を実施。(月次教育等で実施)											-
13	役務の提供等	バス停への正着やニーリングを徹底する。	随時対応・定期実施			利用者への適切な対応について、継続的に指導・教育を実施。(月次教育等で実施)											-

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)				
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			R13	R14	R15~	
14	役務の提供等	乗務員による円滑な乗降に必要なサポートを徹底する。(車いす使用者やベビーカー等)	随時対応・定期実施			利用者への適切な対応について、継続的に指導・教育を実施。(月次教育等で実施)													-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						コミュニティバスについては、運行事業者と市において協定を締結して事業を実施しており、運行計画案等は市が作成し、運行は運行事業者が担っている。また、バス停留所の待合空間における環境整備に関しては、道路管理者や交通管理者の理解と協力が不可欠である。上記より、多くの関係者が存在するため、丁寧に調整及び協議をしていく必要がある。														
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																				

I. 公共交通特定事業

エ. タクシー

5. 一般社団法人神奈川県タクシー協会

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	96
-----------	----

対象施設	タクシー	事業主体	一般社団法人神奈川県タクシー協会
------	------	------	------------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～									
1	車両	車いすのまま乗車できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)を導入する。	随時対応・定期実施			年間3台程度																		-	UDタクシー21両、福祉車両6両(令和5年11月10日現在)	
2	教育啓発	乗務員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			UDドライバー研修の受講。																			-	
3	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			UDドライバー研修の受講。																			-	
4	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示。	●			車両にメモ用紙等を用意し、筆談対応ができるようにする。																			-	
5	役務の提供	乗務員による役務の提供を徹底する。(多様な利用者への適切な対応)	随時対応・定期実施			定期的な社内研修等により、安全安心にご利用いただけるよう乗降時や走行中の接客方法を習得する。																			-	
6	その他	バリアフリーに関する利用者意見・要望について随時対応する。	随時対応・定期実施			様々な機会により得た利用される方からのご意見ご要望について対応する。																			-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

II. 道路特定事業

ア. 国道

1. 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	98
-----------	----

対象施設	(主要経路1)国道1号	事業主体	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
------	-------------	------	---------------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～										
1	歩道等	茅ヶ崎駅前交差点地下道～ヤマダデンキ間の歩道における舗装のがたつきや傾斜を補修する。	●			当該箇所1箇所。																					
2	歩道等	視覚障がい者誘導用ブロックを新基準のものに改修する。	→	●		当該箇所4箇所。																					
3	自転車走行環境	市の自転車ネットワークと整合を図り、交通管理者と協議のうえ、交差点付近における矢羽根設置の可否を検討する。	→	→	●	当該区間400m。																					
4	案内	茅ヶ崎駅前交差点地下道のエレベーターを誘導案内するための歩行者用案内標識を設置する。	→	●		当該箇所4箇所。																					
5	安全対策	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導、危険電柱の撤去、側溝のフタの改良等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																		-			
6	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-		
7	維持管理教育啓発	違法駐車や自転車等の放置における取締りを強化する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域、交通管理者や市との連携)	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																			-		
8	維持管理教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りを強化する。(交通管理者と連携)	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																				-	
9	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																				-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											

II. 道路特定事業

- イ. 県道等
- 2. 神奈川県藤沢土木事務所

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	100
-----------	-----

対象施設	(主要経路2)国道134号	事業主体	神奈川県藤沢土木事務所
------	---------------	------	-------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～								
1	歩道等	舗装の破損箇所を補修する。	●			南湖地内山側歩道・延長約L=500m・歩道舗装補修工																			
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-
3	安全対策	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																			-
4	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																			-
6	教育啓発	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																									
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

II. 道路特定事業

イ. 県道等

3. 神奈川県藤沢土木事務所

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
 - ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 - ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 - RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	100
-----------	-----

対象施設	(主要経路3) 県道45号(茅ヶ崎中央通り)	事業主体	神奈川県藤沢土木事務所
------	------------------------	------	-------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～										
1	歩道等	歩行者及び自転車の通行区分を示すマークを増設する。	●			茅ヶ崎三丁目地内他・延長約L=500m・路面標示補修工																					
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																					-
3	安全対策	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)			随時対応・定期実施	茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																					-
4	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																					-
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。			随時対応・定期実施	市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																					-
6	教育啓発	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																					-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											

II. 道路特定事業

イ. 県道等

4. 神奈川県藤沢土木事務所

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	101
-----------	-----

対象施設	(主要経路4) 県道309号(茅ヶ崎中央通り)	事業主体	神奈川県藤沢土木事務所
------	-------------------------	------	-------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																					
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15～									
1	歩行空間	JIS規格に適合した視覚障がい者誘導用ブロックに計画的に改修する。	●			新栄町地内他・延長約L=150m・特殊ブロック補修工																						
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																					-
3	安全対策	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)				随時対応・定期実施	茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																					-
4	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																					-
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。				随時対応・定期実施	市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																					-
6	教育啓発	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																					-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																												
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																												

II. 道路特定事業

イ. 県道等

5. 神奈川県藤沢土木事務所

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	101
-----------	-----

対象施設	(主要経路5) 県道404号線	事業主体	神奈川県藤沢土木事務所
------	-----------------	------	-------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間															
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～					
1	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。															-	
2	安全対策	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。															-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。															-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動															-	
5	教育啓発	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。															-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																						
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																						

II. 道路特定事業

イ. 県道等

6. 神奈川県藤沢土木事務所

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	102
-----------	-----

対象施設	(補完経路1) 県道310号(雄三通り)	事業主体	神奈川県藤沢土木事務所
------	----------------------	------	-------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)												
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																						
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～												
1	歩行空間	交通管理者・茅ヶ崎市と連携し、沿道土地利用の実状に合わせた可能な交通安全対策を検討する。	随時対応	定期実施		東海岸南地内他・延長約L=500m・歩道補修工																							-
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。																							
3	安全対策	違法駐車や自転車等の放置の取締り強化について交通管理者等の主体的な取組を支援する。(違法駐車等防止重点地域や自転車等放置禁止区域)	随時対応	定期実施		茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																							-
4	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン、横断歩道接続部等の勾配改善等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。																							-
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発や取締りについて交通管理者等の主体的な取組を支援する。	随時対応	定期実施		市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																							-
6	教育啓発	市が実施する心のバリアフリーに関する普及・啓発を支援する。	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。																							-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																													
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																													

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
7. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	104
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎駅北口駅前広場	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～									
1	歩行空間 (デッキを含む)	視覚障がい者誘導用ブロックを改修し、周囲の路面の色との輝度比を確保する。	→	●		当該区間190㎡。																				
2	歩行空間 (デッキを含む)	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン、公共トイレ等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																				-
3	歩行空間 (デッキを含む)	放置自転車等の撤去・回収し、もって安全で快適な市民生活を確保する。 (自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																				-
4	タクシー乗降場	視覚障がい者誘導用ブロックの配置を改善する。	→	●		当該箇所1箇所。																				
5	自家用車乗降場・駐車場	障がい者用停車施設の不適切な利用を抑制するため、路面をカラー表示するとともに、茅ヶ崎市公共サインガイドラインを参考とした看板設置を行う。	→	●		当該箇所1箇所。																				
6	エレベーター	エレベーターの更新工事にあわせて、障がい者等が利用しやすい構造(わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すり、広い出入口等)への変更を検討する。	→	→	●	当該箇所5基。																				
7	エレベーター	定期点検の時間に関する事前周知を徹底する。	随時対応・定期実施			当該箇所5基。																				-
8	トイレ(共通)	触知案内図を設置する。 (音声案内の設置は検討)	●			触知案内板を1つ設置する。																				
9	トイレ(共通)	公衆トイレの適切な維持管理に努める。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																				-
10	車いす使用者用トイレ	緊急時の扉の開閉について、利用者に不安を感じさせない説明書きに改善する。	●			特定事業のとおり。																				
11	車いす使用者用トイレ	開閉ボタンに点字を設置する。	●			当該箇所2箇所。																				
12	案内	エレベーターの位置や運用に関する案内表示を設置する。	●			当該箇所5基。																				
13	案内	バス事業者に対し、北口・南口の案内表示を統一するとともに、多様な利用者に配慮した見やすく、わかりやすい案内への改善を依頼する。	●			特定事業のとおり。 神奈川中央交通株式会社茅ヶ崎営業所に対して依頼																				

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			R13	R14	R15~				
14	教育啓発	歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該区間において実施																-	
15	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																-	
16	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 道路占用等への協力																-	
17	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			当該箇所(エレベーター、トイレ) ・各エレベーター内にマナー啓発に関する情報を掲示 ・トイレ内外にマナー啓発に関する情報を掲示																-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																							
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																							

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
8. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
 - 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
- ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 - ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 - RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	105-106
-----------	---------

対象施設	茅ヶ崎駅南口駅前広場	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間											
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～	
1	全体	バリアフリーに配慮した駅前広場を整備する。(安全な歩行空間や乗降場の整備等)	→	→	●	当該箇所1施設。												
2	歩行空間	放置自転車等の撤去・回収を実施し、もって安全で快適な市民生活を確保する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。												
3	歩行空間	駅前広場の改修に合わせ、路面標示と車止めの適正な配置を検討する。	→	→	●	特定事業のとおり。基本・詳細設計時において検討												
4	歩行空間	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施												
5	歩行空間	駅からバス・タクシー乗降場や障がい者用停車施設まで連続した上屋設置を目指し整備する。	→	→	●	当該箇所1施設。												
6	歩道等	駅前広場の改修にあわせ、視覚障がい者誘導用ブロックを適正に配置する。	→	→	●	当該箇所1施設。												
7	歩道等	駅前広場の改修にあわせ、横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	→	●	当該箇所1施設。												
8	歩道等	駅前広場の改修に合わせ、横断歩道接続部の歩車道境界ブロックをセーフティブロックへと変更する。	→	→	●	当該箇所1施設。												
9	歩道等	駅前広場の改修にあわせ、自転車走行空間の整備を検討する。	→	→	●	当該箇所1施設。												
10	バス乗降場	バスが正着しやすい構造に改良する。	→	→	●	当該箇所1施設。												
11	バス乗降場	バス停車位置のレイアウト変更を検討し、バス乗降場からの安全な動線を確保する。	→	→	●	当該箇所1施設。												
12	タクシー乗降場	駅前広場の改修に合わせ照明を整備する。	→	→	●	当該箇所1施設。												
13	自家用車乗降場・駐車場	駅前広場の改修にあわせ、障がい者用停車施設を設置する。	→	→	●	当該箇所1施設。												
14	エレベーター	施設の大規模改修時にあわせて、エレベーター壁面の透過等への対応を検討する。	→	→	●	当該箇所1基。												
15	エレベーター	施設の大規模改修時にあわせて、拡大や増設を検討する。	→	→	●	当該箇所1基。												

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~							
16	トイレ (共通)	トイレマークの位置を見やすい位置に変更する。	→	→	●	当該箇所3箇所。																				
17	トイレ (共通)	公衆トイレの適切な維持管理に努める。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																				-
18	車いす 使用者用 トイレ	荷物用フックを設置する。	→	→	●	必要箇所を確認の上、対応。																				
19	案内	エレベーターの位置や運用に関するを示す案内表示 を設置する。	●			当該箇所1基。																				
20	案内	茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、案内板及び サインの設置を見直す。 (バス案内板はバス事業者と連携、案内板までの視覚 障がい者誘導用ブロック設置をあわせて検討)	→	→	●	特定事業のとおり。 基本・詳細設計時において検討																				
21	案内	バス事業者に対し、北口・南口の案内表示を統一する とともに、多様な利用者に配慮した見やすく、わかりや すい案内への改善を依頼する。	●			特定事業のとおり。 神奈川中央交通株式会社茅ヶ崎営業所に 対して依頼																				
22	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会 との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 道路占用等への協力																				-
23	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢 者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターを わかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			当該箇所(エレベーター、トイレ) ・エレベーター内にマナー啓発に関する情 報を掲示 ・トイレ内外にマナー啓発に関する情報を掲 示																				-
事業の実施に際し配慮すべき事項等						市民との意見交換を希望 ①事業内容:駅前広場改修、②実施予定時期:未定、③希望する属性:高齢者・障がい者全般																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
9. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	106
-----------	-----

対象施設	(主要経路6)市道0107号線(桜道)	事業主体	茅ヶ崎市
------	---------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～								
1	自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●		当該区間300m。																			
2	歩道等	周辺道路への整備状況を踏まえ、連続性を確保するように視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。	→	→	●	当該区間1路線。																			
3	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施																			-
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																			-
5	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施																			-
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																			-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																									
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

10. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	107
-----------	-----

対象施設	(主要経路7)市道0117号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間															
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～					
1	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導、側溝のフタの改良等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施														-	
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。				随時対応・定期実施	茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。														-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施														-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。				随時対応・定期実施	市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動														-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																						
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																						

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

11. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
- ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
- 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	107
-----------	-----

対象施設	(主要経路8)市道0117号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15～								
1	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において実施																			-		
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応	定期実施		茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																				-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																				-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応	定期実施		市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																				-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
12. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
 - ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 - ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 - RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	108
-----------	-----

対象施設	(主要経路9)市道0203 号線(サザン通り)	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15～					
1	歩行空間	交通管理者と連携して、路肩の拡幅や平坦化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を実施する。	→	→	●	特定事業のとおり。当該箇所において工事または委託等により必要に応じて実施																		
2	歩行空間	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。東京電力株式会社等に対して依頼																	-	
3	歩行空間	地域と連携し、看板の適正配置に努めるとともに、不法占用物の撤去指導を行う。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施																	-	
4	歩行空間	横断箇所など歩行空間に支障となる雨水マスは、設置箇所の見直しや改良を検討する。	→	●		特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																		
5	歩行空間	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施																	-	
6	自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●		当該区間600m。																		
7	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●		特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																		
8	安全対策	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施																	-	
9	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。(自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車を保管場所・集積所へ運搬する。																-		
10	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																-		
11	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			道路占用等への協力																-		
事業の実施に際し配慮すべき事項等																								
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																								

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

14. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	109
-----------	-----

対象施設	(主要経路11)市道0211号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～						
1	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施																-	
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																							
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																							

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
15. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	110
-----------	-----

対象施設	(主要経路12)市道0217号線(一里塚北通り)	事業主体	茅ヶ崎市
------	--------------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～							
1	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●		特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																		
2	歩道等	横断歩道接続部の歩車道境界ブロックをセーフティブロックへと変更する。	→	●		特定事業のとおり。当該箇所において工事または委託等により必要に応じて実施																		
3	施設出入口	生活関連施設の出入口に接する道路に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、施設のブロックと連続するような整備を検討する。	→	●		当該区間1路線。																		
4	踏切	小出踏切内の歩道幅員を拡幅する。	→	→	●	特定事業のとおり。近隣事業の進捗状況に合わせて検討を進める																		
5	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施																		-
6	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																		-
7	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施																		-
8	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																		-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																								
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																								

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
16. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	110
-----------	-----

対象施設	(主要経路13)市道1215号線(桜道)	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)													
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																							
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15～											
1	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。(自転車等放置禁止区域)	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																						-		
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施																							-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																							-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																							-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			道路占用等への協力																							-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																														
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																														

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
17. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	111
-----------	-----

対象施設	(主要経路14)市道1660号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～						
1	歩行空間	舗装修繕時に排水部分の段差への対応を検討する。	→	●		特定事業のとおり。 当該区間の舗装修繕時には雨水樹と舗装に段差が生じないように検討																	
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																							
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																							

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
18. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
R○	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	111
-----------	-----

対象施設	(主要経路15)市道1673号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間															
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～					
1	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において実施															-	
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。(自転車等放置禁止区域)	随時対応	定期実施		茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。															-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施															-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応	定期実施		市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動															-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応	定期実施		道路占用等への協力															-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																						
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																						

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

19. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	111
---------------	-----

対象施設	(主要経路16)市道1675号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間															
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15～			
1	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において実施															-	
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応	定期実施		茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。															-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施															-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応	定期実施		市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動															-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応	定期実施		道路占用等への協力															-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																						
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																						

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
20. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	112
-----------	-----

対象施設	(主要経路17)市道1756号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～						
1	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●		特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																	
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																	-
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																	-
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																	-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																							
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																							

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
21. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	112
-----------	-----

対象施設	(主要経路18)市道2059号線(サザンビーチ地下道)	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～									
1	歩行空間	手すりの設置と点字の表示方法について検討する。	→	●		特定事業のとおり。 関係機関と施工方法等について協議を開始する																				
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			当該箇所において実施																				-
3	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																				-
4	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																				-
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																				-
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			道路占用等への協力																				-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
22. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
 - 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
- ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 - ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 - RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	113
-----------	-----

対象施設	(主要経路19)市道2199号線(高砂通り)	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)												
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																						
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～												
1	歩行空間	歩道や路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 当該箇所において実施																					-	
2	歩行空間	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 東京電力株式会社等に対して依頼																					-	
3	歩行空間	交通管理者と連携して、路肩の拡幅や平坦化、一方通行化、駐停車抑制策、電柱等の移設等、経路の実状に合わせた可能な交通安全対策を実施する。	→	→		●	特定事業のとおり。 当該箇所において工事または委託等により必要に応じて実施																						
4	歩行空間	横断箇所など歩行空間に支障となる雨水マスは、設置箇所の見直しや改良を検討する。	→			●	特定事業のとおり。 当該箇所において工事または委託等により必要に応じて実施																						
5	歩行空間	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																					-	
6	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→			●	特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																						
7	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。				随時対応・定期実施	茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																					-	
8	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。				随時対応・定期実施	市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																					-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																													
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																													

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
23. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	113
-----------	-----

対象施設	(主要経路20)市道2231号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15～							
1	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 当該箇所において実施																		-	
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。				随時対応・定期実施	茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車を保管場所・集積所へ運搬する。																		-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																		-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。				随時対応・定期実施	市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																		-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)				随時対応・定期実施	道路占用等への協力																		-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

24. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
実施期間を変更する場合
実績入力時
● ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○ ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	114
-----------	-----

対象施設	(主要経路21)市道2242号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～									
1	歩行空間	カラー舗装部分を補修する。	→	●		当該区間1路線。																				
2	歩行空間	電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●	当該区間115m。																				
3	安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施																				-
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																				-
5	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																				-
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																				-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
25. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	114
---------------	-----

対象施設	(主要経路22)市道2244号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～									
1	施設出入口	生活関連施設の出入口に接する道路に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、施設のブロックと連続するような整備を検討する。	→	●		当該区間1路線。																				
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施																				-
3	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																				-
4	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																				-
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																				
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			道路占用等への協力																				-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
26. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	115
---------------	-----

対象施設	(主要経路23)市道3390号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～									
1	歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	●		特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により検討																				
2	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施																				-
3	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																				-
4	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																				-
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																				
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
27. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	115
-----------	-----

対象施設	(主要経路24)市道4002号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～								
1	歩行空間	植栽帯撤去による歩道幅を検討する。	→	→	●	特定事業のとおり。 中央公園再整備詳細設計業務において検討																			
2	歩行空間	歩道幅にあわせて、休憩スペース(ベンチ)の設置を検討する。	→	→	●	特定事業のとおり。 中央公園再整備詳細設計業務において検討																			
3	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施																			-
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																			-
5	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																			-
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																			-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																									
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
28. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

 予定実施期間
 実施期間を変更する場合
実績入力時
● ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○ ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
R○ 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	116
-----------	-----

対象施設	(主要経路25)市道4006号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～									
1	歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	●		特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により検討																				
2	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●		特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																				
3	歩道等	横断歩道接続部の歩車道境界ブロックをセーフタイプブロックへと変更する。	→	●		特定事業のとおり。当該箇所において工事または委託等により必要に応じて実施																				
4	踏切	北茅ヶ崎駅自由通路・橋上駅舎化にあわせ、踏切手前のスロープ勾配改善や十分な幅員の確保を検討する。	→	→	●	当該箇所1箇所。																				
5	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施																				-
6	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																				-
7	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施																				-
8	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																				-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
29. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合

実績入力時

●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	116		
対象施設	(主要経路26)市道5004号線	事業主体	茅ヶ崎市

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15～					
1	自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	→	●	当該区間1路線。																		
2	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●		特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																		
3	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施																		
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																		
5	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																		
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																		
事業の実施に際し配慮すべき事項等																								
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																								

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

30. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
実施期間を変更する場合
実績入力時
● ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」をつける
○ ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」をつける
RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	117
---------------	-----

対象施設	(主要経路27)市道5008 号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画													完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																					
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～											
1	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●		特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																						
2	安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において実施																						-
3	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																						-
4	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																						-
5	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																						-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																												
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																												

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
31. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
 ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■ 予定実施期間
 ■ 実施期間を変更する場合
 実績入力時
 ● ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 ○ ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 R○ 完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	117
---------------	-----

対象施設	(主要経路28)市道5563号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～							
1	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。 (視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において実施																	-	
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応	定期実施		茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																	-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																	-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応	定期実施		市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																	-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						市民文化会館の耐震補強及び改修工事にて、本路線からの動線を予定していることから円滑な接続を行うため、庁内協議を予定している。																		
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																								

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
32. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
 - ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 - ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 - RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	118
-----------	-----

対象施設	(補完経路2)市道0121 号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15～								
1	歩行空間	一部区間において電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●	当該区間600m。																					
2	自転車走行環境	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	●		当該区間600m。																					
3	歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	●		特定事業のとおりに。当該箇所において直営または委託等により検討																					
4	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	●		特定事業のとおりに。当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																					
5	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおりに。当該箇所において実施																					
6	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																					
7	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおりに。当該箇所において直営または委託等により実施																					
8	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																					
9	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			道路占用等への協力																					
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
33. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
- ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
- ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
- RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	119
---------------	-----

対象施設	(補完経路3)市道0213 号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)		
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～			
1	歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	→	●	特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により検討														
2	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●	特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施														
3	歩道等	自転車ネットワーク整備として矢羽根・ピクトグラムを設置する。	→	→	●	当該区間1路線。														
4	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施														-
5	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。														-
6	安全対策	電柱の民地への移設を電柱管理者に依頼する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。東京電力株式会社等に対して依頼														-
7	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施														-
8	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動														-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																				

II. 道路特定事業

ウ. 市道等

34. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	119
-----------	-----

対象施設	(補完経路4)市道2241号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15～					
1	歩行空間	一部区間において、電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●	対象区間250m。																		
2	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●	特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																		
3	安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施																		-
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																		-
5	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施																		-
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																		-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																								
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																								

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
35. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
 ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
 実施期間を変更する場合
 実績入力時
 ● ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 ○ ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 R○ 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	120
-----------	-----

対象施設	(補完経路5)市道2247 号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画										完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)				
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間														
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～				
1	歩行空間	一部区間において、電線類地中化により安全で快適な歩行空間を確保する。	→	→	●	対象区間80m。															
2	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●	特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施															
3	安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施															-
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。															-
5	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施															-
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動															-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																					
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																					

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
36. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
 ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
 実施期間を変更する場合
 実績入力時
 ● ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 ○ ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 R○ 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	120
-----------	-----

対象施設	(補完経路6)市道3240 号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15～						
1	安全対策	路側帯において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(歩行空間を狭める看板・商品陳列等への指導等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 当該箇所において実施																	-	
2	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。				随時対応・定期実施	茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																	-	
3	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、植栽の枝、公共サイン等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																	-	
4	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。				随時対応・定期実施	市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																	-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																									
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
37. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	121
-----------	-----

対象施設	(補完経路7)市道4012号線	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～							
1	歩道等	横断歩道接続部や車両乗入部の勾配を緩やかにするよう検討する。	→	→	●	対象区間80m。																		
2	歩道等	側溝に設置されているグレーチング蓋を目の細かいものに変更する。	→	→	●	特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により必要に応じて実施																		
3	安全対策	歩道において、歩行者が安全に通行するための適正な機能を確保する。(視覚障がい者誘導用ブロック上への放置自転車・歩道を狭める看板・商品陳列等への指導等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において実施																		-
4	安全対策	自転車等の放置における撤去・回収を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																		-
5	維持管理	適切な維持管理に努める。(舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、植栽の枝、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。当該箇所において直営または委託等により実施																		-
6	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動																		-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																								
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																								

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
38. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	121
-----------	-----

対象施設	ふれあいはし	事業主体	茅ヶ崎市
------	--------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～								
1	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、公共サイン等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施																		-	
2	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応・定期実施			茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。																		-	
3	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			道路占用等への協力																		-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																									
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

II. 道路特定事業

ウ. 市道等
39. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
 - ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 - ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 - RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	121
-----------	-----

対象施設	(主要経路1)国道1号	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間															
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～					
1	維持管理	適切な維持管理に努める。 (舗装、視覚障がい者誘導用ブロック、公共サイン等)	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。 当該箇所において直営または委託等により実施															-	
2	教育啓発	自転車利用者へのルール啓発を実施する。	随時対応	定期実施		茅ヶ崎駅北口及び南口、香川駅、辻堂駅西口、北茅ヶ崎駅周辺、市内一円の公道上に放置された自転車等を保管場所・集積所へ運搬する。															-	
3	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応	定期実施		道路占用等への協力															-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																						
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																						

Ⅲ. 交通安全特定事業

ア. 信号機等
神奈川県茅ヶ崎警察署

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	122
-----------	-----

対象施設	—	事業主体	神奈川県茅ヶ崎警察署
------	---	------	------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)										
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～										
1	信号機等	更新にあわせ、信号灯器をLED に改良する。	随時対応・定期実施			対象箇所6箇所。 (飯島、本村4丁目、本村5丁目、茅ヶ崎市立病院前、中海岸2丁目、中央公園前)																			-		
2	信号機等	更新にあわせ、バリアフリー化された信号機の設置を推進する。 (音響式信号機、経過時間表示式信号機等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (需要にあわせて、地域住民と調整し、検討する)																				-	
3	信号機等	劣化した標識・標示の更新を行う。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (劣化の進行にあわせ随時更新していく)																				-	
4	信号機等	需要等を勘案し、音響式信号機への音響・音声案内を受けられる小型送受信機の導入や時間制限の見直しを検討する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (需用等を勘案し、地域住民との調整を図り検討していく)																				-	
5	信号機等	適切な青時間の確保や青延長用押しボタンの設置等により、歩行者が安全に通行できる時間を確保する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (交通量、隣接する交差点と調整し、各交差点ごとに検討する)																				-	
6	自転車専用通行帯	自転車専用通行帯の整備により、自転車と歩行者を分離する。(道路管理者と連携)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																				-	
7	茅ヶ崎駅南口駅前広場	道路管理者と連携し、バス利用者の安全な動線を確保する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																				-	
8	交差点	需要等を勘案し、主要な交差点に順次エスコートゾーンの設置を検討する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (需要等を勘案し設置を検討する)																				-	
9	飯島交差点	市、地域住民等と連携し、自転車利用者のマナーアップを図る。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (茅ヶ崎市役所(道路管理者)と連携しキャンペーンや安全教育を行っていく)																				-	
10	一里塚交差点	一里塚交差点における東西方向の音響式信号機の設置を検討する。	→	→	●	対象箇所1箇所。 (需要等を勘案し検討する)																				-	
11	市道4012号線(イオン茅ヶ崎店周辺)	市、地域住民等と連携し、自転車利用者のマナーアップを図る。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (茅ヶ崎市役所(道路管理者)と連携しキャンペーンや安全教育を行っていく)																				-	
12	教育啓発	自転車の通行ルールや利用者へのマナー啓発の周知を行う。(道路管理者と連携)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 (茅ヶ崎市役所(道路管理者)と連携しキャンペーンや安全教育を行っていく)																				-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						道路管理者との連携を密に、要望に可能な限り応じていく。																					
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											

IV. 建築物特定事業

ア. 市役所等
1. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	123
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市役所	事業主体	茅ヶ崎市
------	--------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～								
1	上下移動	分庁舎のエレベーターの開閉時間の延長について検証する。	●			4基の開閉時間の延長について検証する。																			庁舎管理委託業者とエレベーターの開閉時間の確認と調整を行う。
2	総合案内	ローカウンター上を整理整頓し、車いす使用者等がいつでも利用できるように維持管理する。				随時対応・定期実施	総合案内を閉める際、毎日カウンター点検を行い維持管理に努める。																	-	
3	教育啓発	庁舎管理委託業者に、多様な利用者への適切な対応方法について、教育啓発を実施する。				随時対応・定期実施	毎週月曜日に委託業者と打ち合わせを行い、懸案事項などの情報共有を行う。																	-	
4	教育啓発	誰もが使いやすいものとするためのマナー啓発を検討していく。(エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)				随時対応・定期実施	エレベーター、車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設に、既存サイン以外にもポスター等をわかりやすい場所へ掲示する。																	-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。				随時対応・定期実施	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。市民部会との調整が必要であれば適宜対応する。																	-	
6	人的対応・接遇	「筆談マーク」等を利用し、筆談具や指差しができる案内図の設置に関する案内をわかりやすく掲示する。				随時対応・定期実施	総合案内カウンターの真ん中に、目に入りやすかつ指差しできる位置にラックを置き、筆談マークを設置。筆談具や指差し案内図は毎朝準備等をダブルチェックする。																	-	
7	人的対応・接遇	案内係や警備員による個別案内等の対応の充実。				随時対応・定期実施	毎週月曜日に警備員を含めて、懸案事項について、協議・情報共有を図る。																	-	
8	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。(バリアフリー設備等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																	-	
9	その他	十分な照度を確保する。(利用者がいる場合は夜間も点灯する)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																	-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						【資産経営課】市民との意見交換を希望 ①事業内容:トイレの大規模な改修時などに市民部会との意見交換を検討する。②実施予定時期:事業の開始前 ③希望する属性:高齢者・障がい者全般																			
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

IV. 建築物特定事業

ア. 市役所等
2. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	123
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎駅前市民窓口センター(市民ギャラリー)	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間															
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～					
1	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携を行う。															-	
2	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをエレベーターの周辺に掲示する。															-	
3	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			待合室へのポスターの掲示や市民部会との連携を行う。															-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																						
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																						

IV. 建築物特定事業

- 1. 文化施設等
- 3. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	124
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市民文化会館	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～						
1	階段	視覚障がい者に対し段差の存在を警告するため、1階から2階へのロビー階段の上下端部に点状ブロックを設置する。	●			特定事業のとおり。																	
2	トイレ	多機能トイレ及び授乳室について、子どもの開錠を防止するため、補助鍵を高い位置に増設する。	●			特定事業のとおり。																	
3	案内	1階受付のサインを増設する。	●			特定事業のとおり。																	
4	案内	案内やサインを新たに作成する際、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい案内サインに改善する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																	-
5	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい案内を表示する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																	-
6	教育啓発	研修等とおして、多様な利用者への対応力のさらなる向上を図る。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																	-
7	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレについて、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																	-
8	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			市民部会作成のポスター掲示等。																	-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																							
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																							

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等
4. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	125
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市立図書館	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～									
1	建物内通路	モノや設備などで視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																		-		
2	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(ピクトグラム(標準案内用図記号)、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-	
3	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラム、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-	
4	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-	
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターやバリアフリートイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスター等の案内をわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-	
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-	
7	人的対応・接遇	障がい者等が単独での利用が難しい場所(高い本棚等)での、人によるサポートなどの対応を徹底する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-	
8	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			1階及び2階窓口を設置及び掲示する。																			-	設置や掲示については、会計年度任用職員を含む職員への周知を徹底する。
9	その他	車いす利用者等が閲覧できるよう、スペースについて配慮した運用を行う。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						男性トイレのベビーチェア設置についてはスペースが狭小のため、現況での設置は難しく、施設の大規模改修等での設置が考えられるが、現時点では予定なし。																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等
5. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	126
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市美術館	事業主体	茅ヶ崎市
------	---------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間															
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～					
1	案内	案内やサインを新たに作成する際、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすいものとなるよう表現を工夫する。	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。															-	
2	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい案内を表示する。	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。															-	
3	教育啓発	研修等とおして、多様な利用者への対応力のさらなる向上を図る。	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。															-	
4	教育啓発	ポスター掲示等により優先利用に関するマナー啓発を行う。	随時対応	定期実施		エレベーターを障がい者等が優先的に利用できるように案内を掲示する等。															-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発(市民部会作成のポスター掲示等)を行う。	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。															-	
6	人的対応・接遇	障がい者等への特別な配慮やサービスについて、その内容を駐車場等に掲示するとともに、ホームページに記載する。	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。															-	
7	その他	車いす利用者等の目線からも見やすい展示方法に配慮する。	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。															-	
8	その他	障がいの有無にかかわらず施設の魅力に触れられるような工夫をする。	随時対応	定期実施		特定事業のとおり。															-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						市民との意見交換を希望(①階段の改修、②「(仮称)茅ヶ崎市公共施設等個別施設計画」策定前又は事業実施前、③高齢者/肢体不自由/視覚障がい/妊産婦/子育て世代)																
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																						

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等
6. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】	実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	127
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市総合体育館	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～									
1	エレベーター	エレベーターの更新に伴い、障がい者等が利用しやすい構造に配慮した設備に改修する。 (十分な広さ、わかりやすいボタン、足下まで見える鏡の設置、音声案内、手すりなど)	●			既存のエレベーター1基を施設の改修を機にバリアフリーに適した対応にする。(車いす転回可、低位置ボタン、足元までの鏡、音声案内、手すり)																				
2	トイレ	バリアフリートイレを設置する。 (高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備)	●			トイレ室の段差を解消し、バリアフリー化を進める。和式便器から洋式便器、小便器の自動水栓化、全個室への手すり設置、一部車椅子対応、多目的用トイレ(2カ所)をオストメイトトイレ対応へ改修。																				
3	トイレ	トイレ内部を認識しやすいように配慮する。 (洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保等)	●			トイレの個室には手すりを常備し、ペーパーは手すりの設置側とする等、統一感を持たせる。																				
4	トイレ	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●		洗面所のカウンター下にスペースを確保し、車椅子でも使用しやすく改修を行う。																				
5	案内	案内表示の色、位置、大きさ等を見やすく、わかりやすいものに改善する。	随時対応・定期実施			各所の改修を実施する際に、案内表示の見直しも実施する。																			-	
6	案内	だれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (全体案内図、点字、音声案内付き案内板等)	→	●		全体案内図(点字付き)の更新を検討し、音声案内付き案内板を設置する。																				
7	案内	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を設置する。	●			トイレの案内板をトイレ内部の配置を図示し、便器の場所等も記載する。個室には手すりを常備する。																				
8	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●		非常用照明等の劣化に合わせ、更新時に避難経路や表示灯も交換する。																				劣化の程度が一律ではないため、どこまでを更新するのか線引きが必要。
9	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			従業員への多様性社会における性別や障がい者等への配慮について、講習を実施する。(新採用時及び年1回程度)																			-	指定管理者と協議し、講習実施について依頼。
10	教育啓発	利用者などの駐輪が出入口やスロープ、視覚障がい者誘導ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施			点字ブロックや動線の確保に努め、視覚障がい者に配慮する。																			-	
11	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			従業員への多様性社会における性別や障がい者等への配慮について、講習を実施する。(新採用時及び年1回程度)																			-	指定管理者と協議し、講習実施について依頼。

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~								
12	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			啓発用ポスター等を使用する箇所の近辺に貼付けし、マナー啓発を促す。																		-	啓発用ポスターの用意
13	人的対応 ・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			事務所及び警備室にはコミュニケーション支援ボードを適宜使用できるように用意する。																			
事業の実施に際し配慮すべき事項等						高齢者・障がい者全般に対する配慮が必要。 洗面室の改修時には市民との意見交換を希望 ①事業内容:洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。②実施予定時期:R7, 8, 9 ③希望する属性:高齢者・障がい者全般、肢体不自由																			
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等
7. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
 - ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 - ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 - 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	128
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市体育館	事業主体	茅ヶ崎市
------	---------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～									
1	案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。 (エレベーターの設置位置等)				随時対応・定期実施	エレベーターの場所を表示する案内板を設置する。																		-	
2	案内	だれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (全体案内図、点字、音声案内付き案内板等)	→	●			全体案内図の更新を検討し、点字及び音声案内付き案内板を設置する。																			
3	案内	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を設置する。	→	●			出入口付近にトイレの配置図を設置し、触知や音声案内が出来るようにする。																			
4	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●			非常用照明等の劣化に合わせ、更新時に避難経路や表示灯も交換する。																			劣化の程度が一律ではないため、どこまでを更新するのか線引きが必要。
5	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)				随時対応・定期実施	従業員への多様性社会における性別や障がい者等への配慮について、講習を実施する。(新採用時及び年1回程度)																		-	指定管理者と協議し、講習実施について依頼。
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)				随時対応・定期実施	従業員への多様性社会における性別や障がい者等への配慮について、講習を実施する。(新採用時及び年1回程度)																			指定管理者と協議し、講習実施について依頼。
7	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようなポスターをわかりやすい場所に掲示等)				随時対応・定期実施	啓発用ポスター等を使用する箇所の近辺に貼付けし、マナー啓発を促す。																		-	啓発用ポスターの用意
8	人的対応・接遇	筆記具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●				事務所にはコミュニケーション支援ボードを適宜使用できるように用意する。																			
事業の実施に際し配慮すべき事項等							高齢者・障がい者全般に対する配慮が必要となる。																			
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等
8. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	129
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎地区コミュニティセンター(元町ケアセンター・子供の家「茅っ子」)	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------------------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～									
1	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●	特定事業のとおり。																				
2	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●	特定事業のとおり。																				
3	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			定例モニタリング等で理解促進(年に1回)																				-
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			バリアフリートイレや車いす専用駐車場等に優先利用に関するポスターを掲示																				-
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																				-
6	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			特定事業のとおり。																				
7	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃等)し、必要に応じて修繕等を実施する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																				-
事業の実施に際し配慮すべき事項等						事業については、指定管理者との協議の上実施する。																				
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

IV. 建築物特定事業

1. 文化施設等
9. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	130
-----------	-----

対象施設	高砂コミュニティセンター	事業主体	茅ヶ崎市
------	--------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～								
1	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●	特定事業のとおり。																			
2	案内	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	→	●	特定事業のとおり。																			
3	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●	特定事業のとおり。																			
4	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			定例モニタリング等で理解促進(年に1回)																			-
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			バリアフリートイレや車いす専用駐車場等に優先利用に関するポスターを掲示																			-
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-
7	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			特定事業のとおり。																			
8	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃等)し、必要に応じて修繕等を実施する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																			-
事業の実施に際し配慮すべき事項等						事業については、指定管理者との協議の上実施する。施設の大規模改修時には、事業実施段階に市民との意見交換の機会を設ける。																			
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等
10. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	131
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいごりあ	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)											
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																					
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～											
1	案内	必要に応じて案内表示を行うとともに、案内表示への点字の設置について個別に対応を行う。	随時対応・定期実施			本施設南北入口に設置している館内案内図に点字について継続して掲示する。																				-		
2	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			本施設の係員に対し、バリアフリー基本構想の説明を行い、理解の促進に努める。																					-	
3	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(車いす利用者用トイレ等、高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			本施設北側に設置されている多目的トイレの利用について、マナー啓発のポスターを掲示する。																					-	
4	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			バリアフリー基本構想を踏まえ、心のバリアフリーの普及・啓発をする。																					-	
5	人的対応・接遇	必要に応じて筆談具やコミュニケーション支援ボード等を用いて案内する。	随時対応・定期実施			本施設南側の窓口に筆談具を常備する。																					-	
6	人的対応・接遇	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便にならないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施			本施設南側の窓口に筆談具を常備する。																					-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																												
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																												

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等
11. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	132
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市勤労市民会館	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)	
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期 短期 中期 長期	事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
					R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～			
1	出入口・敷地内通路	自動ドアの維持管理を適切に行い、車いす使用者に配慮した施設内通路幅を確保する。(80cm以上)	随時対応・定期実施	随時	出入口・風除室の自動ドア計2箇所を対象とする。												-	
2	敷地内通路	主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施	随時	各フロアの共用部分を対象とする。												-	
3	駐車場	車いす使用者用駐車施設の幅を確保する。(350cm以上)	随時対応・定期実施	随時	1箇所設置済。												-	
4	駐車場	駐車場の整理・整頓を行う。	随時対応・定期実施	随時	通路の妨げにならないよう定期的に職員が見回る。												-	
5	その他の設備	貸出用の車いすについて、施設出入口及び受付に案内を掲示し、当該施設のホームページにも情報を掲載する。	随時対応・定期実施	随時	受付(1箇所)に案内を掲示する。												-	
6	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応等)	随時対応・定期実施	随時	年に1回会館職員の研修の中で多様な利用者への適切な対応等について扱う。												-	
7	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようなポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施	随時	エレベーター前と多目的トイレ付近に掲示予定												-	
8	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施	随時	年に1回会館職員の研修の中で心のバリアフリーについて扱う。												-	
9	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	随時対応・定期実施	●	指定管理者と協議し、1階の受付窓口を設置及び掲示する。												-	
10	人的対応・接遇	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便にならないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施	随時	対象の方が受付窓口に来館された際に口が見えるマスクを着用予定。(1階窓口付近に設置)												-	
11	維持管理	施設利用者が使いやすいよう、定期的な清掃と施設内の維持管理を行う。	随時対応・定期実施	随時	館内全体を対象とする												-	
12	維持管理	エレベーター内と各階案内掲示部分の点字を更新する。	随時対応・定期実施	●	エレベーター内表示、各階フロア案内(1～6階)の7箇所を確認・更新する。												-	館内の点字箇所数が約50箇所あるため、指定管理者と変更対象箇所を協議・検討しながら適宜更新していく。
事業の実施に際し配慮すべき事項等				勤労市民会館は茅ヶ崎市が設置し、民間事業者が指定管理者として管理運営を行っているため、実施に際しては協議が必要となる。														
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																		

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等
12. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	133
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市青少年会館	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15～					
1	敷地内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施			場所:1～2階通路 方法:日常点検により実施																-		
2	案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。(弱視・色弱者に配慮した色使い等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																	-	
3	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応等)	随時対応・定期実施			年に1回、多様な利用者への適切な対応についての講習会を実施する。																	-	会計年度任用職員(社会教育嘱託員・夜間管理業務員)含め実施する。
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			場所:1～2階トイレ、エレベーター等 方法:日常点検により実施																	-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(ポスター掲示等)	随時対応・定期実施			年に1回、心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。																	-	会計年度任用職員(社会教育嘱託員・夜間管理業務員)含め実施する。
6	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。	随時対応・定期実施			場所:館内すべて 方法:日常点検及び年2回実施の建物維持点検																	-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						大規模改修等を実施する際には、事業計画段階に市民との意見交換の機会を設ける。																		
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																								

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等
13. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
- ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
- ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
- RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	134
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)											
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																					
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～											
1	敷地内通路	利用者などの駐輪が出入口やスロープ、視覚障がい者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	随時対応・定期実施			日常点検の中で行う。																				-		
2	敷地内通路	車いす利用者等への迂回ルートに関する案内・誘導方を検討する。	●	●		特定事業のとおり。																						
3	建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施			日常点検の中で行う。																					-	
4	建物内通路	エレベーターの周囲には物を置かず、乗降する車いすがスムーズに通行できる空間を確保する。(150cm角以上)	随時対応・定期実施			日常点検の中で行う。																					-	
5	建物内通路	中央通路における視覚障がい者の案内・誘導方を検討する。	●	●		特定事業のとおり。																						
6	建物内通路	駐車場側の出入口周辺や廊下、階段等において、十分な照度を確保する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																					-	
7	駐車場	優先駐車場の利用対象者、利用方法、不正利用防止策を見直し、案内をわかりやすく掲示する。	随時対応・定期実施			駐車場入口に利用対象者、利用方法を掲示するとともに、施設の利用手続きの際に説明する。																					-	
8	案内	外国人や知的障がい者を含む誰もがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用、避難経路等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																					-	
9	案内	視覚障がい者が出入口の位置を把握するための誘導案内設備について、定期的に調整を行う。	随時対応・定期実施			日常点検の中で調整が必要と認められた場合に行う。																					-	
10	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年に1回多様な利用者への適切な対応に関する講習会を行う。																					-	指定管理者と協議をし、実施する予定。
11	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																					-	
12	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年に1回心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。																					-	指定管理者と協議をし、実施する予定。

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)		
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間												
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~		
13	人的対応 ・接遇	障がい者など単独での施設利用が難しい方には、施設出入口のインターホンから誘導をサポートする。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。												-	
14	人的対応 ・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	→	●		受付窓口筆談具やコミュニケーション支援ボードを設置し、3箇所施設入口に設置に関する案内を提示する。												指定管理者と協議をし、設置及び掲示する予定。	
15	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。	随時対応・定期実施			日常点検の中で随時確認を行う。											-		
事業の実施に際し配慮すべき事項等																			
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)						体験学習センターは茅ヶ崎市が設置し、令和6年4月より民間事業者が指定管理者として管理運営を行うため、実施に際しては協議が必要となる。													

IV. 建築物特定事業

イ. 文化施設等
14. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
 - ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 - ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 - RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	135
-----------	-----

対象施設	ちがさき市民活動サポートセンター	事業主体	茅ヶ崎市
------	------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～							
1	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●	特定事業のとおり。																		
2	案内	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	→	●	特定事業のとおり。																		
3	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	→	●	特定事業のとおり。																		
4	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			定例モニタリング等で理解促進(年に1回)																	-	
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			バリアフリートイレや車いす専用駐車場等に優先利用に関するポスターを掲示																	-	
6	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																	-	
7	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など)し、必要に応じて修繕等を実施する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																	-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						事業については、指定管理者との協議の上実施する。																		
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																								

IV. 建築物特定事業

ウ. 福祉施設等

16. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
- ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
- ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
- RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	137
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市社会福祉協議会	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)		
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期 短期 中期 長期	事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間														
					R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～				
1	通路(廊下)	相談カウンター周辺において、車いす使用者が方向転換等できるスペースを確保する。	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 窓口カウンター付近について、方向転換できるスペースを確保済みです。														-	
2	案内	ビル管理者と協働し、外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 「多様な案内サイン」については、賃借人である茅ヶ崎市と連携して、賃借人であるさがみ農協(ビル管理者)と調整を図ります。														-	複数機関・法人が同居するさがみ農協茅ヶ崎ビルにおいては、玄関・通路・階段・エレベーター・トイレ等の共用スペースについては、賃借人(さがみ農協)と賃借人(市)間での協議によることから、賃借人と連携して改善を図ります。
3	防災	ビル管理者と協働し、避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 「避難経路等に関する案内」については、賃借人である茅ヶ崎市と連携して、賃借人であるさがみ農協(ビル管理者)と調整を図ります。														-	複数機関・法人が同居するさがみ農協茅ヶ崎ビルにおいては、玄関・通路・階段・エレベーター・トイレ等の共用スペースについては、賃借人(さがみ農協)と賃借人(市)間での協議によることから、賃借人と連携して改善を図ります。
4	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 毎月開催の職員会議の場等を活用して、障害の有無、高齢者か否か等に関わらず適切な対応を行うよう確認するとともに、市民部会と適切に連携します。														-	
5	教育啓発	ビル管理者と協働し、優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす使用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 「優先利用に関するマナー啓発」については、賃借人である茅ヶ崎市と連携して、賃借人であるさがみ農協(ビル管理者)と調整を図ります。														-	複数機関・法人が同居するさがみ農協茅ヶ崎ビルにおいては、玄関・通路・階段・エレベーター・トイレ等の共用スペースについては、賃借人(さがみ農協)と賃借人(市)間での協議によることから、賃借人と連携して改善を図ります。
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 市社協の事業の一つである「福祉教育・出前講座」を通じて、心のバリアフリーの普及・啓発を行うとともに、市民部会とも適切に連携します。														-	
7	教育啓発	障がい理解促進のための福祉教育(出前講座)を推進する。	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 市社協の事業の一つである「福祉教育・出前講座」を通じて、学校・地域・企業等に向け、心のバリアフリーの普及・啓発を行います。														-	
8	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置に関する案内を提示する。	●	窓口カウンターの2箇所に案内を設置します。															
9	人的対応・接遇	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便になることがないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。 日ごろから職員が体調管理に配慮するとともに、適時事務所内消毒等を行います。感染者が出た場合の自宅待機・適切な消毒等を行い、高齢者・障害者の施設利用が不便にならぬよう配慮します。														-	

基本構想(令和5年8月)で定めた事項			特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)				
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～			
10	その他	パンフレットなど利用者向けの資料のうち必要性の高いものは、車いす使用者の利用に配慮した高さに配置する。	随時対応・定期実施			車いす利用者の取りやすい高さに設置します。													-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						市社協は、市との間で使用区分を限定した使用貸借契約を締結しており、直接の賃貸借契約の当事者ではないことから、他の複数団体も同居するさがみ農協茅ヶ崎ビル内の共有スペース(入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ等)の仕様については、賃貸人(市)を通じて賃貸借契約の当事者(賃貸人)である「さがみ農協」と協議・調整・確認をする必要がある。														
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																				

IV. 建築物特定事業

ウ. 福祉施設等
17. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】	実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	138
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎駅北口子育て支援センター	事業主体	茅ヶ崎市
------	-----------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～								
1	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●			随時対応・定期実施	施設内各所の表示について、躯体に影響を与えない範囲で分かりやすいサインを配置する。																-		
2	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●			随時対応・定期実施	利用者はもとより、避難を誘導するスタッフにも分かりやすい表示をできる範囲で行う。																	-	
3	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	●			随時対応・定期実施	事業委託仕様書内にバリアフリーに関する研修等の実施を位置づけ、従事するスタッフへの教育を実施する。																	-	
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	●			随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																	-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	●			随時対応・定期実施	事業委託仕様書内に心のバリアフリーに関する研修等の実施を位置づけ、従事するスタッフへの教育を実施する。																	-	
6	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●				受付(1箇所)に設置する。																	-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																									
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

IV. 建築物特定事業

ウ. 福祉施設等
18. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	139
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市老人福祉センター	事業主体	茅ヶ崎市
------	--------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～						
1	通路(廊下)	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。	随時対応・定期実施			日常点検で実施。臨時的に利用者の歩行器等が置かれていた場合は、事務員が調整を行う。															-		
2	案内	高齢者・視覚障がい者・聴覚障がい者の利用に配慮し、案内表示等を充実する。	随時対応・定期実施			月1回管理委員会議を実施し、接遇の一環として教育する。																-	
3	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (漢字のルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施			新たに掲示物を作成する場合は、わかりやすい内容で作成する。また、理解の難しい対象者に対しては事務員が声かけを行う。																-	
4	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民まなび講座の活用等)	随時対応・定期実施			月1回管理委員会議を実施し、接遇の一環として教育する。																-	
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレについて高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			月1回管理委員会議を実施し、接遇の一環として教育する。																-	
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民まなび講座の活用等)	随時対応・定期実施			年1回交流事業を企画する。																-	
7	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードを設置し、設置に関する案内を提示する。	●			受付(1箇所)に設置する。																	
8	その他	パソコンやスマートフォン等のICT機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮する。	随時対応・定期実施			公共施設予約システムの使用マニュアルを作成し、デジタル格差をなくす取り組みを行う。																-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等						老人福祉センターは市が賃借している物件であるため、必要に応じて建物所有者(さがみ農業協同組合)と協議する。また、指定管理制度導入施設であるため、事業の実施にあたっては指定管理者と十分に協議し、調整を図る必要がある。																	
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																							

IV. 建築物特定事業

ウ. 福祉施設等
19. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
- ハードの取組: 当該年度に実施した場合「●」を付ける
- ソフトの取組: 当該年度に実施した場合「○」を付ける
- RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想 掲載ページ	140
---------------	-----

対象施設	茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター	事業主体	茅ヶ崎市
------	---------------------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～							
1	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)		●		随時対応・定期実施	施設内各所の表示について、躯体に影響を与えない範囲で分かりやすいサインを配置する。																-	
2	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)		●		随時対応・定期実施	利用者はもとより、避難を誘導するスタッフにも分かりやすい表示をできる範囲で行う。																-	
3	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)		●		随時対応・定期実施	事業委託仕様書内にバリアフリーに関する研修等の実施を位置づけ、従事するスタッフへの教育を実施する。																-	
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)		●		随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)		●		随時対応・定期実施	事業委託仕様書内に心のバリアフリーに関する研修等の実施を位置づけ、従事するスタッフへの教育を実施する。																-	
6	人的対応 ・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●				受付(1箇所)に設置する。																	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																								
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																								

IV. 建築物特定事業

エ. 病院
20. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
- ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
- RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	141
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎市立病院	事業主体	茅ヶ崎市
------	---------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15～						
1	出入口	視覚障がい者等が出入口の場所を認識できるように、盲導鈴など音による案内を設置する。	●			正面玄関の出入口へ盲動鈴など音による案内を設置する。																			
2	敷地内通路	JIS規格に適合し、路面との色の違いがはっきりした視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。	●	●		特定事業のとおり																			
3	敷地内通路	病院正面玄関にアクセスする経路の舗装のがたつきを解消する。(車いすやベビーカーががたつきにくい舗装材の採用)	●	●		特定事業のとおり																			
4	トイレ	男性トイレにベビーチェアやおむつ交換台を設置する。	●			特定事業のとおり																			既存の男子トイレにおいて、限られたスペースの中で設置することが課題である。隣接している多機能トイレを運用する案内を周知する等、事業内容の変更を検討中である。
5	トイレ	トイレ内部を認識しやすいように配慮する。(洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保)	●			特定事業のとおり																			
6	駐車場	車いす使用者用駐車施設を増設する。	●	●		駐車場の一部を車いす使用者用駐車スペースとして確保する																			
7	受付・窓口	視覚障がい者や聴覚障がい者の利用に配慮し、音声や案内表示、バイブレーター等で順番を知らせるシステムを導入する。	●	●		特定事業のとおり																			
8	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり																		-	
9	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり																		-	
10	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、疑似体験を通じた障がい理解等)	随時対応・定期実施			年1回車いす等を利用した疑似体験を実施する																		-	

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)			
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15~			
11	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示)				随時対応・定期実施												-		
12	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)				随時対応・定期実施												-		
13	人的対応 ・接遇	高齢者、障がい者等の施設利用をサポートするボランティアを配置する。				随時対応・定期実施												-		
14	人的対応 ・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●				1階エントランスにある総合受付にて、筆談などのコミュニケーションが取れる環境を整備する													
15	人的対応 ・接遇	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便にならないように配慮(聴覚障がい者への情報保障等)				随時対応・定期実施												-		
16	その他	待合ロビー等必要な箇所に高い椅子(又は高さ調整可能な椅子)を設置し、膝が悪い人等が優先的に利用する旨を表記する。	●				特定事業のとおり													
事業の実施に際し配慮すべき事項等							医療的な視点からの検討が必要である。													
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																				

IV. 建築物特定事業

エ. 病院

21. 医療法人社団 康心会 茅ヶ崎中央病院

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
 ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間
 実施期間を変更する場合
 実績入力時
 ● ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
 ○ ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
 R○ 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	142
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎中央病院	事業主体	医療法人社団 康心会 茅ヶ崎中央病院
------	---------	------	--------------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)	
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間												
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～		
1	トイレ	男性トイレにベビーチェアやおむつ交換台を設置する。	→	●		男性トイレ1箇所に設置する。													
2	トイレ	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●		特定事業のとおり。													
3	商業施設	自閉症の方等のパニックを軽減するため、トイレ個室の真上にあるスピーカーを移設する。	→	●		特定事業のとおり。													
4	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。												-	
5	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●		特定事業のとおり。													
6	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			月1回、サービス向上委員会を開催。患者様から頂いたご意見に対して話し合いの場を設ける。												-	
7	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			職員が外来入院患者様に対して使用をお譲りして運用できているよう上部会議での発信。												-	
8	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。												-	
9	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			外来、会計、検査等々に聴覚障害のある方とコミュニケーションが取れる様に筆談具の設置を行う。													
10	人的対応・接遇	感染症対策によって高齢者、障がい者等の施設利用が不便にならないように配慮する。(聴覚障がい者への情報保障等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。												-	
11	人的対応・接遇	施設を誘導する案内係を配置する。 (利用者の多い時間帯等)	随時対応・定期実施			必要に応じ院内職員が患者様の案内を行う。												-	
12	維持管理	施設利用者の違法駐車や自転車等の放置を防ぐため、定期的な巡回や院内放送を実施する。	随時対応・定期実施			防災センター職員による定期的な巡視の実施(AM10時、PM8時)												-	

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)			
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間														
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15~		
13	その他	直通電話の設置位置を車いす使用者の方が利用しやすい位置に改善する。	●			車椅子の患者様が利用できる場所と位置に公衆電話の設置。															
14	その他	パソコンやスマートフォン等の ICT 機器・サービスを利用できないことによるデジタル格差の解消に配慮した情報バリアフリーに配慮する。(多種多様な方法による情報伝達等)	随時対応・定期実施			情報入手として、病棟アイルームにTV、新聞の設置。															-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																					
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																					

IV. 建築物特定事業

エ. 病院

22. 医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】	実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	143
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎徳洲会病院	事業主体	医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院
------	----------	------	------------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間															
			短期	中期	長期	R5 R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15～																
1	敷地内通路	舗装の適切な維持管理に努め、適宜修繕を行う。	随時対応・定期実施			歩道の陥没や割れ等の点検を定期的を実施し、不備がある場合は適時修繕を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
2	トイレ	洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●		各階ハンディキャップトイレの手洗い洗面器設置状況を点検し、改修必要箇所の選定を行う。																
3	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。 (遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●		計6箇所の案内サインを改善する。																
4	案内	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	●		トイレの出入口付近に触知案内図や音声案内を整備する。(1箇所)																
5	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	→	●		6階～地下1階のエレベーターホールにだれもがわかりやすいよう避難経路の案内を表示する。																
6	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			職員の勉強会等を定期的を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
7	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			職員の勉強会等を定期的を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
8	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			職員の勉強会等を定期的を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
9	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			1階エントランス(1箇所)に設置する。	○	○														
10	人的対応・接遇	インターホンを設置し、必要に応じて係員が個別に案内を実施する。		●		1階エントランス(1箇所)にインターホンを設置し、対応する。																
事業の実施に際し配慮すべき事項等																						
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																						

IV. 建築物特定事業

オ. 官公署等

24. 日本郵便株式会社

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
R○	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	144
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎郵便局	事業主体	日本郵便株式会社
------	--------	------	----------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																		
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～								
1	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●			避難経路について、令和6年度までに1階窓口エリア内の出入口(2箇所)で掲示を行う。																			
2	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	●			優先利用表示について、令和5年度に人用エレベーターと1階車いす利用トイレ(駐車場はピクトグラム表示済)で表示を行う。																			
3	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			筆談具とコミュニケーション支援ボード設置について、令和6年度までに1階窓口エリア内(3箇所)で提示を行う。																			
4	維持管理	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮する。(点字の擦り減り、舗装のがたつき、清掃など)	随時対応・定期実施			当局敷地内での1階窓口エリアまでの経路上にある「点字の擦り減り、舗装のがたつき、手すりの歪み、自動ドアの反応不具合、床面の方向表示剥離」の維持管理と清掃を行う。																			-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																									
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																									

IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗
25. 湘南ステーションビル株式会社

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
- ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
- ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
- RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	145
-----------	-----

対象施設	ラスカ茅ヶ崎	事業主体	湘南ステーションビル株式会社
------	--------	------	----------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～										
1	階段	バリアフリーに配慮した階段に改善する。 (段鼻の色の強調、上下端への点状ブロックの設置)	→	→	●	特定事業のとおり。																					今後、改修工事等のタイミングで実施検討を行う。 水平区間の延長は両壁際の手摺で本設とする予定。
2	トイレ (共通)	3階の車いす使用者用トイレの入口に音声案内を設置する。	●			インフォメーション階のある3階に設置する。																					機器・設備仕様について、R6年度を目標に検討を進める。
3	トイレ (共通)	車いす使用者用トイレの使用中表示を大きな表示に改善する。	●			車いす使用者用トイレ4箇所に表示する。																					機器・設備仕様について、R6年度を目標に検討を進める。
4	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応)	随時対応・定期実施			年1回定例研修の実施																				-	
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																				-	
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年1回定例研修の実施																				-	
7	人的対応 ・接遇	筆談具の設置に関する案内を提示する。	●			3階インフォメーション(1箇所)に筆談具を設置する。																					
事業の実施に際し配慮すべき事項等																											
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											

IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗
26. 株式会社ヤマダデンキ

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	145
-----------	-----

対象施設	ヤマダデンキLABI LIFE SELECT	事業主体	株式会社ヤマダデンキ
------	------------------------	------	------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15～							
1	出入口	出入口の視覚障がい者誘導用ブロックを遮らないようにマットや機械を移動する。	●			正面入口1箇所、次回入替時より点字ブロックを避けてマットを設置。																			今後、改修工事等のタイミングで実施検討を行う。水平区間の延長は両壁際の手摺で本設とする予定。	
2	建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上を確保)				随時対応・定期実施	日常の売場点検時に通路幅を確保出来ているか確認を行う。																		-	
3	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																		-	
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようなポスターをわかりやすい場所に掲示等)				随時対応・定期実施	店舗入口やトイレ前等に掲示物を行う。																		-	
5	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)				随時対応・定期実施	特定事業のとおり。																		-	
6	人的対応・接遇	風除室にインターホンを設置し、視覚障がい者などサポートが必要なお客様に対して個別に案内を行う。				随時対応・定期実施	新築時、設置済。																		-	
7	人的対応・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●				呼び出しボタンの設置。お客様から介助の申し出がある場合はご案内をする。																			売場内にある既存の「係員呼び出しボタン」を用いて行う予定。
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)						特になし																				

IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗
27. 株式会社カギサン、株式会社イトーヨーカ堂

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

○	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	146
-----------	-----

対象施設	イトーヨーカドー茅ヶ崎店	事業主体	株式会社カギサン、株式会社イトーヨーカ堂
------	--------------	------	----------------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)	
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間												
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～		
1	出入口	南側出入口の扉のうち、1箇所は自動ドアを設置する。	→	●		南側出入口に自動ドアを設置する													
2	建物内通路	主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施			イトーヨーカドー区画内通路は随時修正する													-
3	エレベーター	エレベーターに点字を設置する	→	●		エレベーター利用の案内に点字を設置する													
4	駐車場 (ちがさきパーキング)	車いす利用者用駐車施設及び高齢者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、利用者への啓発を行う。(チラシ配布等)	随時対応・定期実施			掲示により利用者への啓発を行う													-
5	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	●			避難通路等について誰もがわかりやすい多様な案内を表示する													
6	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年に1回全体ミーティングで実施													-
7	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年に1回全体ミーティングで実施													-
8	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようなポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			必要に応じ、ポスター等を作成する													-
9	人的対応 ・接遇	介助が必要な方への対応を充実する。 (お買物介助サービス実施中、出入口へのインターホン設置については店舗改修等に合わせ実施を検討)	随時対応・定期実施			買い物介助サービスの実施													-
10	人的対応 ・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			各階レジに筆談機を設置する(サービスカウンターには設置済み)													
事業の実施に際し配慮すべき事項等						市民との意見交換を希望 ①事業内容:店舗改装、②実施予定時期:未定、③希望する属性:高齢者・障がい者全般													
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																			

IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗
29. イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎店

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	148
-----------	-----

対象施設	イオンスタイル湘南茅ヶ崎	事業主体	イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎店
------	--------------	------	--------------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)									
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																				
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～										
1	出入口	介助が必要な人が係員を呼び出せるよう、国道側の2階出入口のわかりやすい場所にインターホンを設置する。	→	●		出入口(1箇所)の設置を検討する。																					
2	建物内通路	危険な箇所や案内誘導が必要な箇所には部分的に視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、自動音声などで危険を知らせる。 (エレベーターや階段の手前等)	→	●		12箇所への対応を検討する。																					
3	エレベーター	エレベーターのボタンの点字の表示位置を改善する。 (ボタンが縦配列の場合は左側、横配列の場合は上側に設置)。	→	●		30箇所の表示位置の改善を検討する。																					
4	エレベーター	エレベーターの車いすマークの表示をわかりやすい位置・大きさに改善する。	→	●		表示内容を検討する。																					
5	トイレ (共通)	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に音声案内を整備する。	→	→	●	特定事業のとおり。																					
6	トイレ	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に音声案内を整備する。	●			出入口付近6箇所への音声案内の整備を検討する。																					
7	駐車場	制限車高を超える福祉車両で利用される場合は、申出に応じて臨時停車スペース(県道側)を確保するとともに、その旨を広く周知する。	●			特定事業のとおり。																					
8	案内	フードコート横のトイレの誘導サインや案内表示を改善する。		●		フードコート横のトイレの誘導サインや案内表示の改善を検討する。																					
9	案内	トイレ出入口周辺にバリアフリー設備の設置を示す案内表示を設置する。(ベビーカーで入れる個室あり、ベビーベッドあり等)	●			特定事業のとおり。																					
10	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年一回従業員教育を実施する。																					-
11	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年一回従業員教育を実施する。																					-
12	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			年一回従業員教育を実施する。 案内POPの掲示をする。																					-
13	人的対応 ・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			サービスカウンターに設置する。																					
事業の実施に際し配慮すべき事項等						令和5(2023)年6月活性化工事オープン(2階、3階フロアのリニューアル)																					
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																											

IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗
30. 株式会社島忠

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	149
-----------	-----

対象施設	島忠茅ヶ崎店	事業主体	株式会社島忠
------	--------	------	--------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)						
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～						
1	建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 場所:1階2階売場															-		
2	通路(廊下)	外売りの段差を解消して、買い物カートがつまづかないようにする。	●			場所:1階外売場 方法:路面段差の舗装																	
3	教育啓発	係員の教育を実施する。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年1回店舗内でお客様のお困りごとの共有を行い、改善対策を検討する																-	
4	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 場所:EV・多目的トイレ付近へ掲示																-	
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年1回店舗内でお客様のお困りごとの共有を行い、改善対策を検討する																-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																							
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																							

IV. 建築物特定事業

カ. 大規模店舗
31. 大和リース株式会社

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	150
-----------	-----

対象施設	フレスポ茅ヶ崎	事業主体	大和リース株式会社
------	---------	------	-----------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)	
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期 短期 中期 長期	事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
					R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～			
1	建物内通路	各店舗の主要な通路は、モノや設備などで狭くならないように配慮する。(120cm以上)	随時対応・定期実施	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	-	
2	トイレ	テナント改装にあわせ、ベビーチェアやベビーベッド、オストメイト対応設備、広めの個室等を男女別トイレにそれぞれ設置し、車いす利用者用トイレの利用集中を回避する。	→	●	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	-	施設全体リニューアル検討中。
3	トイレ	テナント改装にあわせ、トイレ内部を認識しやすいように配慮する。(洗浄ボタンやペーパーの配置の統一、床と壁・便器・手すりなどのコントラストを確保等)	→	●	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	-	施設全体リニューアル検討中。
4	トイレ	テナント改装にあわせ、洗面所・手洗い場に蹴込みを設けて車いす使用者が使用できるスペースを設ける。	→	●	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	-	施設全体リニューアル検討中。
5	駐車場	車いす利用者用駐車施設の不適切な利用を抑制するため、路面の塗装や国際シンボルマークをわかりやすく表示する。	随時対応・定期実施	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	-	
6	駐車場	安全な歩行空間を確保する。(必要に応じて誘導員を配置)	随時対応・定期実施	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	-	
7	案内	トイレの設置場所がわかる案内表示を充実する。	→	●	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	-	施設全体リニューアル検討中。
8	案内	外国人や知的障がい者を含むだれもがわかりやすい多様な案内サインに改善する。(遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内図、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム(標準案内用図記号)表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	-	
9	案内	視覚障がい者がトイレ内の配置を把握することができるように、出入口付近に触知図や音声案内を整備する。	→	●	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	-	施設全体リニューアル検討中。
10	教育啓発	係員の教育を実施する。(多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	-	
11	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	-	

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)							
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																	
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15~					
12	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (エレベーターや車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																-		
13	人的対応 ・接遇	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内を提示する。	●			サービスカウンターやレジ等に各店舗最低1箇所設置及び設置に関する案内を掲示																		
14	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。(ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等)	随時対応・定期実施			建物全体で案内表示に配慮する。																	-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等					テナント専用区画内の項目については、弊社単独判断で進めることができないので、テナントとの了承、調整、協力が必要である。テナント改装にあわせ、トイレの設備・案内を更新する際には、事業実施段階に市民との意見交換の機会を設ける。																			
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																								

IV. 建築物特定事業

キ. 宿泊施設
32. 株式会社東横イン

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】	実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

予定実施期間	
実施期間を変更する場合	
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	151
-----------	-----

対象施設	東横INN 湘南茅ヶ崎駅北口	事業主体	株式会社東横イン
------	----------------	------	----------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)								
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																			
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			R15～							
1	出入口	自動ドアの交換時期にあわせ、視覚障がい者等が出入口の場所を認識できるように、盲導鈴など音による案内を設置する。	→	●		正面の出入り口																				
2	トイレ	1階トイレの案内表示を改善する。 (男女のわかりやすさ、障がい特性に応じた利用への配慮等)	●			点字案内をわかりやすくする																				
3	教育啓発	車いす使用者の利用に配慮した設備等の設置や配置を検討する。	●			1階柵を撤去して動線を確保																				
4	教育啓発	係員の教育をさらに深める。 (多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			年に1回ミーティングで理解を深める																				-
5	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。	随時対応・定期実施			年に1回ミーティングで理解を深める																				-
6	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																				-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																										
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																										

V. 駐車場特定事業

ア. 駐車場
3. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
○	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	153
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎第4駐車場	事業主体	茅ヶ崎市
------	----------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項						特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)					
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～						
1	駐車場	料金ゲートの操作性向上に向けて検討する。	→	→	●	事前精算機を設置し、乗車前に精算が可能とする。																	
2	駐車場	障がい者等優先駐車施設の屋根の再設置について検討する。	→	→	●	文化会館の管理者と協議を実施する。																	
3	案内	見やすく、シンプルでわかりやすい案内表示を設置する。(利用案内、弱視、色弱者に配慮した色使い、車いすに配慮した高さ、多言語化・ルビ・やさしい日本語の使用等)	→	→	●	現状でも社内規格に基づき、弱者に配慮をした案内としているが、劣化も考慮し看板の入れ替えを予定。																	
4	案内	車いす利用者用駐車施設を示す案内を設置する。(国際シンボルマークの表示等)	随時対応・定期実施			該当区画(2台)にシンボルマークを掲示																	-
5	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			バリアフリーに関する講習会などに積極的に参加する。																	-
6	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。(車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようなポスターをわかりやすい場所に掲示等)	随時対応・定期実施			場内に優先利用についてのポスター告知を実施																	-
事業の実施に際し配慮すべき事項等						車いす利用者の方がより駐車場を利用しやすいよう、利用者目線になって案内等を設置できるよう検討していく。																	
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																							

VI. 都市公園特定事業

ア. 公園

2. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	154
-----------	-----

対象施設	茅ヶ崎公園	事業主体	茅ヶ崎市
------	-------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項					特定事業計画											完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)												
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間																						
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			R14	R15～										
1	トイレ	車いす利用者用トイレを改修する。 (高齢者、障がい者等が利用しやすい場所への設置、広い空間、手すり、大型ベッド、オストメイト対応設備、着替え台等)	→	→	●	1箇所の改修を行う。																							
2	トイレ	必要な機能を保ち、安心して使えるよう適切に維持管理する。	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 適宜清掃・修繕等を行う。																							-
3	遊具	インクルーシブ遊具設置に向けた検討を行う。	→	●		特定事業のとおり。 公園施設長寿命化計画に基づく遊具改修実施時に検討する。																							
4	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。																							-
事業の実施に際し配慮すべき事項等																													
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																													

VI. 都市公園特定事業

イ. 緑地

3. 茅ヶ崎市

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

【短期】	すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
【中期】	簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
【長期】	複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
【随時対応・定期実施】	随時、又は定期的に実施する事業
※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業	

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

■	予定実施期間
■	実施期間を変更する場合
実績入力時	
●	ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
○	ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
RO	完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	154
-----------	-----

対象施設	高砂緑地	事業主体	茅ヶ崎市
------	------	------	------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)				
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期			事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間														
			短期	中期	長期		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～				
1	園路	園路の適切な維持管理を行う。 (舗装のがたつきの改善等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。 適宜修繕等を行う。	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	-	
2	園路	JIS 規格に適合し、周囲との色の差がはっきりした視覚障がい者誘導用ブロックに改修する。	→	●		特定事業のとおり。 園路等の修繕実施時などに考慮する					○										
3	案内	見やすく、わかりやすい案内表示を設置する。 (全体案内図、バリアフリー経路等)	→	●		特定事業のとおり。					○										
4	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。 (市民部会との連携等)	随時対応・定期実施			特定事業のとおり。	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	-	
事業の実施に際し配慮すべき事項等																					
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																					

VII. その他の事業

ア. 海水浴場
茅ヶ崎市、神奈川県藤沢土木事務所

基本構想の実施時期凡例(詳細は基本構想91ページ参照)

- 【短期】 すぐに取り組む事業【令和5(2023)年度～令和6(2024)年度に実施する事業】
- 【中期】 簡易な調整が必要な事業【令和7(2025)年度～令和9(2027)年度に実施する事業】
- 【長期】 複雑な調整が必要な事業【令和10(2028)年度～令和14(2032)年度に実施する事業】
- 【随時対応・定期実施】 随時、又は定期的に実施する事業
- ※【ハードの取組】実施時期が短～長期の事業 【ソフトの取組】実施時期が継続対応・定期実施の事業

特定事業計画の具体的な実施期間凡例

- 予定実施期間
- 実施期間を変更する場合
- 実績入力時
- ハードの取組:当該年度に実施した場合「●」を付ける
- ソフトの取組:当該年度に実施した場合「○」を付ける
- RO 完了時は、完了年度を入力する

基本構想掲載ページ	156
-----------	-----

対象施設	サザンビーチちがさき	事業主体	茅ヶ崎市、神奈川県藤沢土木事務所
------	------------	------	------------------

基本構想(令和5年8月)で定めた事項				特定事業計画												完了年度	特記事項 (実施に向けた課題・現在の状況・変更点等)	
No	項目	特定事業	基本構想で定めた実施時期 短期 中期 長期	事業の具体的な内容 (場所・規模・数量・方法等)	具体的な実施期間													
					R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15～			
1	通路	遊歩道の堆砂除去を適宜実施する。	→	随時対応・定期実施	特定事業のとおり。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	課題:茅ヶ崎市とサザンビーチからの飛砂対策を検討する。
2	通路	歩行者が安全に通行できるように、自転車利用者へのルールやマナーなどの注意喚起を促す方法を検討する。	→	随時対応・定期実施	市内小中学校等への交通安全教室での自転車利用に関する啓発活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
3	通路	視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 (茅ヶ崎海岸グランドプランの計画に応じた誘導ルートと連携した配置を検討)	→	→	●	特定事業のとおり。	○	○	○	○	○	○	○	○	○		関係機関との調整によるため実施時期は未定	
4	トイレ	常設トイレを設置する。 (B地区及びC地区)	→	●	特定事業のとおり。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		関係機関との調整によるため実施時期は未定	
5	休憩施設	休憩用のベンチを設置する。 (B地区及びC地区)	→	●	特定事業のとおり。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		関係機関との調整によるため実施時期は未定	
6	駐輪場	駐輪場及びレンタサイクルポートを設置する。(C地区)	→	●	特定事業のとおり。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		関係機関との調整によるため実施時期は未定	
7	バリアフリービーチ	貸出用のビーチ用車いすと車いす等が浜辺まで移動できるビーチマットを設置する。	●		75mのビーチマットを1台設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
8	教育啓発	優先利用に関するマナー啓発を行う。 (車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設について高齢者、障がい者等が優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等)		随時対応・定期実施	利用者からのご意見・ご要望を確認しながら、ポスターの設置箇所を考察し、十分な需要があると判断した場合は、必要に応じて設置を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
9	教育啓発	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。(市民部会との連携等)		随時対応・定期実施	市民部会との協議等の際に、必要に応じて管理する施設等において、心のバリアフリーに関する取り組みを周知する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
事業の実施に際し配慮すべき事項等					【県なぎさ港湾課】【農業水産課】【産業振興課】整備にあたっては「茅ヶ崎海岸グランドプラン」と整合・連携を図りながら進める必要がある。													
その他 上記以外の実施事業や予定事業、コメント、 参考写真等(現況写真、整備状況写真、整備後の写真等)																		